

令和4年度 第2回青少年問題協議会定例会 会議録

日時 令和5年2月6日(月) 午前10時30分～午前11時38分  
場所 千代田区役所8階 第1・第2委員会室

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議 案  
議案第1号「青少年健全育成基本方針の改定及び施策体系の見直し」
- 5 報 告  
(1) 最近の少年非行の状況 丸の内警察署生活安全課長  
(2) 令和5年度各団体における青少年健全育成施策について  
ア 千代田区  
(ア) 「子どもの権利推進」 子ども部教育政策担当課長  
(イ) 「ひきこもり対策」 保健福祉部福祉政策担当課長  
イ 青少年対策万世橋地区委員会 会長  
ウ 青少年委員会 会長
- 6 意見交換
- 7 閉 会

子ども総務課長 皆様、おはようございます。本日は、ご多忙の中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。事務局を務めます子ども総務課長の大谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会は、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準第7条の規定に基づき、公開とさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、会長の樋口区長からご挨拶申し上げます。樋口区長、よろしくお願いいたします。

樋口会長 皆さん、おはようございます。千代田区青少年問題協議会会長の樋口高顕です。本日は朝からお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。令和4年度第2回青少年問題協議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃より千代田区の青少年の健全育成のため様々なお力添えを賜り、誠にありがとうございます。

青少年を取り巻く環境は、児童虐待、SNSを起因とする性被害、トラブル、また子どもの貧困、ヤングケアラーなど、様々な問題が現在山積しております。このような情勢下、国におきましては、本年4月に、子どもの視点に立った当事者目線の施策を強力に進めていく、このために、こども家庭庁を発足され、常に子どもの視点に立って、子どもの最善の利益を第一に考え

た、こどもまんなか社会の実現に向けて、歩みを進めているところと認識しております。本区におきましても、国の動きに先駆けて、関係団体等と連携しながら、区民の皆様が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、困難を有する子どもたちへの支援に取り組んできているところであります。

さて、今回の長引く3年にもわたるコロナ禍は、行動制限によって不安、孤立感が増大しております。また、子育ての悩みを相談できない孤独感、親が不安定な精神状態に追い込まれるなど、青少年の心身にも様々な影響が懸念されております。このような時代においても、次代を担う青少年の豊かな人間性や生きる力、これを育むには、一番身近な地域で青少年と向き合う私たち行政に何が求められているか、今改めて考えなければいけないと感じております。

また、いじめや非行といった青少年の健全育成の問題は、学校や家庭だけで解決すべき問題でも、また、本日もおられる警察や行政の力だけで解決できる問題でもありません。地域の皆さんと一体となっはじめて解決の道筋が見いだすことができる問題だと認識しております。私も本年からはラストワンマイルの責務がある、千代田区にはそのように考えております。あと一歩行政のサービスや行政のメニューが届かないところに、皆さんのお力をもって、その困っている方、困難に遭われている方、疎外感を持たれている方へのこのサービスや支援の手を、皆さんと一緒に支援の手を差し伸べてまいりたい。そのように考えております。

委員の皆様におかれましても、日頃それぞれのお立場で青少年と接している中でお感じになられていることを踏まえ、青少年がより幸せに生きていくことができる社会づくり、そして施策の充実に向けて、本日は忌憚のないご意見を賜ればと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

以上で挨拶を終わりました。

それでは、議事に入る前に、事務局から資料確認をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は5点でございます。

まず、協議会の次第。次に、クリップ留めしております議案第1号、青少年健全育成基本方針の改定及び施策体系の見直しに関する資料一式でございます。次にクリップ留めしておりますのが、各機関からの報告資料一式です。報告案件の中で、丸の内警察署からの報告については配付資料はございません。そのほかの資料をおつけしている状況でございます。その次に委員の名簿、最後に本日もご出席の方の席次表となっております。資料が不足している場合には、お席にお持ちいたしますので、事務局職員のほうにお申しつけください。

また、委員の皆様には、ご発言いただく際は、机上のマイクの右側のボタンを押していただき、マイクが赤色に点灯してからお話してください。なお、

このマイク、申し訳ないのですが、結構近づけないと音を録らないので、できましたらちょっとマイクにお近づきになってお話しただけか、こちらの、操作していただいて、口元にお寄せいただければと思います。

説明は以上です。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

それでは、次第3、委員紹介に入ります。事務局より委員の皆様をよろしく申し上げます。

子ども総務課長

はい。本日お配りしております資料3のほうに名簿を掲載させていただいておりますので、ご覧ください。名簿に星印がついている方が今回新たに委員になられた方でございます。委員名簿をご覧くださいことでご紹介に代えさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

なお、今回、新たに委員になられた方には、後ほど委嘱状を郵送させていただきます。

次に、本日の出席状況でございます。本日の出席者につきましては、お手元の席次表のとおりとなっておりますので、席次表をご覧ください。

ご説明は以上です。

樋口会長

はい。続きまして、次第4、議案事項に入ります。議案第1号、青少年健全育成基本方針の改定及び施策体系の見直しにつきまして、事務局より説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。お手元の議案第1号をご覧ください。左側に基本方針の改定案、右側に現行の基本方針を記載してございます。この基本方針の改定素案をつくるに当たりましても、協議会の委員の皆様にお忙しいところをご協議いただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

資料のほうは、2枚目の青少年健全育成基本方針の改定及び施策体系の見直しについて、資料1-1、そちらをご覧ください。A4の、三角の絵が入っている2枚目のものになります。

1つ目、現状です。基本方針の位置づけを記載してございます。青少年健全育成基本方針は、千代田区における青少年の健全育成や非行等の防止を図るため、千代田区青少年問題協議会において定めており、当該基本方針に基づき、家庭、学校・園、地域等との連携の下、共通認識を持って青少年施策を総合的かつ効果的に推進しております。現行の基本方針は平成22年度に改定されたものとなっております。

続きまして、この基本方針を改定する理由でございます。今回の基本方針を改定した理由は、社会の多様化や高度情報化、SNSの発達ですとか、新型コロナウイルスなどの影響により、青少年を取り巻く環境・状況が変化したことで、いじめや虐待のほかにも、自殺、ひきこもり、ネットトラブルなどの青少年に関わる問題が複雑・多様化してきております。これらの問題に対して包括的に対応するためでございます。

続きまして、3つ目の改定の内容でございます。改定の内容は、施策体系の見直しと基本方針の中身の2点になります。

改定内容の1点目は、施策体系の見直しです。ピラミッドの三角形の形のものがあります。そちらをご覧ください。図の記載のとおり、現行の基本方針は左側のほうに記してございますが、その体系は、一番上に基本方針、2段目に施策展開の視点、3段目に施策体系及び施策展開の方向性という構成となっておりますが、基本方針から個別施策までの流れが若干分かりにくく、基本方針を受けて各団体において個別施策を取り組む際に、共通の認識を持ちにくい構造となっております。このため、今回の改定に当たりまして、この体系も見直しまして、基本方針の下に3つの重点目標を設定し、重点目標を達成するための取組の方向性を定めることで、各団体における青少年健全育成への取組を整理し、青少年問題協議会を構成する各団体が個別施策に取り組む際、共通の認識を持ちやすくするような構成にするように改めました。

続きまして、2点目の基本方針の中身についてです。こちらにつきましては、資料1-2、A3横のこちらの図を用いてご説明させていただきたいと存じます。こちらは新たな改定案を一枚ペーパーに落とし込んだものでございます。

基本方針の改定の案でございますが、一番上が基本方針でございます。こちらは、「青少年問題協議会は、「大いなる可能性を持ったかけがえのない存在である青少年の健全育成は社会全体の責務」であるという認識に立ち、家庭、学校・園、地域等と一体となって、青少年が将来にわたって幸福な生活を送ることができるように総合的な取り組みを行います」としています。この基本方針には、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在である青少年は、青少年問題協議会が、家庭、学校・園、地域などと一体となって、社会全体で育てるという思いが込められてございます。この考えに基づき、様々な困難を抱えている青少年が、誰一人取り残されることなく成長し、将来にわたってそれぞれの幸福な生活を送ることができるよう、青少年問題協議会を構成する各団体が、共通な認識を持って総合的に取り組むことを目指す内容とさせていただきます。

続きまして、重点目標です。先ほどの基本方針を踏まえまして、青少年の健全育成のための重点目標を3つ定めました。

1つ目が「地域のあらゆる立場で、健全な育ちを支えます」です。主に青少年の非行防止や、青少年を犯罪被害、有害環境から守るために、地域全体で青少年の心身共に健やかな育ちを支えることを趣旨としてございます。

重点目標2は、「最善の利益を第一に考えた支援を行います」としています。主に青少年の権利擁護をテーマとしており、ヤングケアラーや自殺、ひきこもり、児童虐待などの、青少年が抱えている複雑多様化する問題に対して、個々の環境や状況に応じて対応し、青少年の最善の利益につながる支援に取り組むことを趣旨としてございます。

3点目でございます。「お互いの個性や意思を理解し、認め、尊重する心を育みます」です。こちらは、国際社会や多様化する様々な価値観や障害な

ど、一人ひとりの違いを個性として受け入れ、お互いに尊重することで、誰もが自分らしく生き、受容する心を育むことを趣旨としてございます。

これらに続きまして、下、取り組みの方向性につきましては、先ほどの重点目標を達成するために、7つ定めてございます。この取り組みの方向性は、各団体で実施している具体的な施策をグループ化したものを、各団体において、各団体とこちらの取組の方向性をつなぐことを役割と果たしております。

以上が基本方針の改定案の中身となっております。

最後に、資料1-2の施策の体系図のほうをご覧ください。施策の体系図は、今回、新たに見直す体系図を縦軸で記載してございまして、基本方針から重点目標、取り組みの方向性、そして各団体にて実施している具体的な施策を記入したものでございます。今回、取り組みの方向性にひもづく具体的な施策については、仮で記載をしております。この具体的な施策が正確にどのこの取組の方向性に該当するかは、今回ご議決後、今年7月に予定しております令和5年度第1回青少年問題協議会の前に、事務局から各取組団体に確認をさせていただきます。

本件について、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

樋口会長

それでは、議案第1号、青少年健全育成基本方針の改定及び施策体系の見直しについて、委員の皆様からご意見、ご質問などあれば、お願いたします。

金丸委員。

教育長職務代理者

はい。このまま、座ったままでよろしいでしょうか。

樋口会長

結構です。

教育長職務代理者

はい。今回の見直しで、ちょっと気になったのが1点ございまして、それは何かというと、基本方針なのですけれども、現行の基本方針を見ると、「共育」という言葉が入っている。これが、実は全体の背骨の状態になっているんですね。要するにこれを骨格として、いろいろな施策をするということが書いてあるものですから、非常に分かりやすい。ただ、問題は、共育って、多分これがつくられたときには、造語としてあまり十分には認識されていなかったのかなと思うんですが、現在は結構認識されているんじゃないかと私は思っています。この「共育」を何で外しちゃったのかという疑問を持っています。

どうということからそう思うかということ、子どもの社会というのは大人の社会の鏡だと言われているんです。大体子どもの社会で起きているものは、大人の社会、現実には起きていることを、まあ、そのままでは映し込んでいないわけですね。そういう意味では、子どもの健全育成だけでは、よくなるということなかなか難しく、やっぱり社会全体がよくなっていかなくちゃいけない。そういう意味で、単に子どもをよくするんじゃなくて、大人の社会もよくしていかなければいけないという意味が、この共育という言葉に含まれていると思うんですね。

今回、この共育の言葉を外したということは、どういうことだったのかということ。そして、もし共育とは違う理念に基づいてこの基本方針がつけられていくとすれば、その基本方針というのは一体何なのかということも明確化される必要があるんじゃないかと思って、この2つについてお聞きしたいと思います。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

今ご意見を頂いた、まず共育という考えを撤回したのか、というか、その考えに基づかないのかというふうなところでございます。もちろん共育という、共に育ち共に育てていくという、親も子も一緒に育てていくという考えを撤回するものではなくて、そこを共通認識に立ちつつ、その上で青少年の健全育成を考えていくというところで、この今回の基本方針の家庭、学校・園、地域等と一体となって、青少年が将来にわたって幸福な生活を送るといふところの根底として、親も育つことによって子も育っていく、子どもを地域と一体となって育てることによって自らも育っていくという、共育の基本的な理念を包含するものというふうにご覧いただけます。

今回の基本方針の改定をしまして、また、前回のように、このように青少年健全育成の施策展開のような冊子のようなものを作らせていただく予定をしております。そのときの前文の中に、そういった共に育むという考え方、地域と一体となって子どもを育て、また自らも育っていくという根柢の考え方は、分かりやすく示させていただくことで、共通の認識とさせていただきます。

樋口会長

よろしいでしょうか。

教育長職務代理者

はい。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問など、ありますでしょうか。

萩原会長。

神保町地区町会連合会長

神保町地区町会連合の萩原ですが、よろしく申し上げます。

書面をみただけで、先ほどのお話の中ではちょっと詳しいことは分からないというか、知らないものですから、教えていただきたいのですが、見直しについて、改定理由として、これまでの問題に加えて、自殺、ひきこもり、ネットトラブルなどと、それを包括的に対応する必要があるとありますが、いろいろ非常に難しい問題だとは思いますが、このネットトラブルに関して、今、私の小学生の孫も、親のスマホや学校から預かっているタブレットでいろいろネットを見ているね。

今、また飛びますけれども、今のルフィとか、ああいう人たちのあいう問題も、またみんなネットを使っての問題ですけれども、このいろいろな対策案の中に、どこの項目でどういうのか、具体的にちょっとそのことがよく分からないんですが、今後、今よりももっともこのネットトラブルというのは増えていくと思うんですが、それに対して、わざわざここに挙げてあるのに、ちょっとネットのことについては1つも書いていな

い、ご説明がないので、恐らく何かやられているのかと思いますが、ちょっと教えていただけませんか。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

こちらの基本方針の体系図の下、ぐっと下りていただきますと、取り組みの方向性の(1)に、「犯罪被害から守ります」というものがございます。その下に具体的な取組がいろいろ種々様々あるのですが、今回、全ての取組をここに記載したわけではなくて、その中では、やはりネットトラブル犯罪に巻き込まれないための教育であったり、警察機関からの講座であったりという取組がひもづいてございまして、そちらの細かなものを落とし込んだものは、7月の冊子の段階でお示しさせていただきたいと存じます。個別具体的な施策自体は、おのおの取り組んでいる状況にございます。

神保町地区町会連合会会長

はい。取り組んでいるということでございますね。

子ども総務課長

はい。

神保町地区町会連合会会長

ありがとうございます。分かりました。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見などがありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

樋口会長

そうしましたら、本件は議決案件になりますので、出席委員の皆様の採決を採らせていただきたいと思います。なお、欠席の委員の方からは、特に意見なしと、そういったご回答を頂いております。

それでは、賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

樋口会長

はい。ありがとうございました。全員賛成ということで、本議案は可決されました。

それでは、今回の改定案を、令和5年4月1日から新たに本会の青少年健全育成基本方針として定めさせていただきます。各団体におかれましては、改定後の基本方針及び施策体系に基づき個別施策を展開していただければと思います。

それでは、次第5に入ります。関係機関からの報告に入ります。初めに、最近の少年非行の状況につきまして、区内4警察署を代表して、丸の内警察署、高山生活安全課長よりご報告をお願いします。

生活安全課長(高山)

はい。丸の内警察署生活安全課長の高山と申します。私から、最近の少年犯罪の状況についてご報告させていただきます。失礼して、着座にて報告させていただきます。

初めに、昨年の警察における少年の取り扱い状況を簡単に報告します。詳しい数字につきましては、まだ暫定値でありますので、おおむねの概況としてお聞きいただければと思います。警視庁全体で、昨年、非行少年として検挙、補導した少年は4,000人を超えております。4,000ちょっとぐらいですかね。前年とあまり変わってはおりませんが、一応若干のマイナスとなる見通しです。非行少年自体は平成22年から減少傾向が継続しておりまして、昨年

も減少傾向と。しかし、その中、昨年は刑法犯少年というのが平成21年以来13年ぶりに増加に転じるもようであります。罪種的には凶悪犯、粗暴犯、風俗犯といったものが増加する傾向が見られます。

また、コロナによる行動制限がなくなってきた影響もありまして、少年補導というのが大幅に増加いたしました。人数的には約3万3,000人、前年よりも30%近い増加となっております。行為別では、深夜徘徊が全体の6割で最多、次いで不健全娯楽というものとなっております。その他、薬物事犯などは減少傾向、特殊詐欺は増加傾向となっております。特殊詐欺で検挙された少年の3分の2ぐらいは、やはり過去に非行歴のある少年です。または、万引きに関しましては小学生が最多で全体の4割というような状況です。

また、児童虐待に関しましては、年間で約8,200件の取扱いとなっております。前年よりも約850件ぐらいの増加となった。人数的にも1万2,800人ということで、約1,200人ぐらいの増加です。虐待の種別に関しましては、身体、心理等全ての種別で増加しています。また、児童虐待に関する110番通報、約1万件、相談件数は約4,000件、いずれも増加傾向となっております。

当署管内の取扱いでも、取調べにおいて、自転車窃盗の少年は、歩いて帰るのが面倒だった。また万引きの少年は、お金を出して買うのがばかばかしいと。悪びれることもなく平然と話しておりました。刑法犯の認知件数が昨年20年ぶりに増加したという報道をご存じと思います。連続強盗事件、迷惑動画の拡散など、規範意識の低下が危惧されるところであります。

一方、この取扱いなのですが、昨年、住民票を偽造して免許証を不正に入手する事案がありました。この事件では、子どもの犯罪に気づきながら子どもかわいさに手を貸してしまった母親、これも共犯として逮捕しています。また、先般、12歳の女子小学生が出会い系サイトで知り合った17歳の少年の家に泊まりに行き、そのまま連れ回されるという事案がありました。この事案では、この小学生の両親もこの外泊することを容認しているなど、家庭における教育にもちょっと疑問を感じる場合が多々ありました。

先ほど申し上げましたように、特殊詐欺に加担する少年の多くは、それ以前に何らかの非行歴があることから、少年を非行に走らせない教育が重要であると考えています。青少年の健全育成につきましては、学校、関係機関、警察が一体となって取り組むことにより、健全な環境づくりが初めて達成できものと思っております。

当署におきましては、東京駅を中心とした街頭補導活動を強化し、非行少年等のほか、福祉犯罪の被害児童などの発見に努めるとともに、保護者等に対する適切な指導、助言、また広報、啓発活動を推進していきたいと考えております。

本日ご出席の皆様とは、今後とも、より一層情報を共有し、連携を強化して、青少年の健全な環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

樋口会長

私からの報告は以上となります。よろしく申し上げます。

高山課長、ありがとうございました。

なお、報告案件に関するご質問につきましては、この後、ア、イ、ウとありますので、一括してお受けいたします。

続きまして、令和5年度各団体における青少年健全育成施策につきまして、ご報告をお願いします。

まず、本区の子どもの権利推進に関する施策につきましては、原水教育政策担当課長、お願いします。

教育政策担当課長

はい。教育政策担当課長の原水です。私から、令和5年度千代田区における子どもの権利推進の取組みについてご説明させていただきます。

まず、子どもの権利につきましては、1（1）にありますとおり、平成元年の第44回国連総会において、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約が採択され、平成2年に発効したところです。日本は平成6年に批准し、それ以降、平成28年に児童福祉法や母子保健法の改正、また教育機会均等法の施行など、子どもの権利が様々な法令等に規定されたところです。先ほど会長の挨拶にもございましたとおり、令和4年にはこども基本法が制定され、本年4月1日に施行されるところです。

次に、（2）子どもの権利の内容についてですが、子どもの権利条約に定められているのは、資料2-1の1（2）に記載のとおり、以下の4つの原則がございます。

また、（3）課題についてですが、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー等、子どもを取り巻く問題が深刻化・複雑化しております。

次に、2、こうした状況を踏まえまして、令和4年度には、こちらの画面に映っておりますような、小学生向け・中学生向けの子どもの権利に関するリーフレットを作成したところです。

小学生向けのリーフレットを参考にご説明をさせていただきます。画面のほうをご覧くださいと思います。

まず、子どもの権利につきまして、イラスト等を用いて分かりやすく説明、こちらを前半のほうで子どもの権利について説明しております。また、リーフレット後半では、区などが設置しております相談窓口について、漫画等を用いましてケース別に紹介しております。令和5年度の取組といたしましては、このリーフレットを4月1日以降、区内の区立学校において児童生徒に配付するとともに、リーフレットを活用しまして、子どもの権利について授業を実施していく予定としております。併せて区のホームページにも掲載を予定しております。また、令和5年度からの取組といたしましては、子どもの意見の反映ということで、子どもの声をしっかりと受け止め、子どもたちにとってよりよい区政を実現していくため、区政情報の提供、子どもの意見を聴取する機会や仕組みについて、効果的な手段、方法を検討していく予定としております。

説明は以上でございます。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

続きましては、ひきこもり対策に関する施策につきまして、山岸福祉政策担当課長、お願いします。

福祉政策担当課長

保健福祉部福祉政策担当課長、山岸と申します。私のほうからは、ひきこもり対策ということで、簡単に区の取組をご紹介します。よろしくをお願いします。

まず現状、1番、区を取り巻くひきこもりの社会的状況と国や都の動きを簡単にまとめてございます。

まず、社会状況です。ひきこもりが長期化することで、親も本人も高齢化して、高齢の親が子の生活を支える実態ですとか、周囲に相談できずに孤立を深めて、生活困窮に至るケースというのが次第に顕在化してきております。三、四年前ほどにはなりませんけれども、報道でも大きく取り上げられた川崎市登戸通り魔事件ですとか、練馬区の元農水事務次官長男殺害事件などは、まだ記憶にも残るところだと思います。

ひきこもりの当事者、家族の抱える悩みは、就労や医療、介護、生活困窮、親亡き後への不安など、非常に様々な要素が複雑に絡まり合っているケースが多く、行政側としても、従来の単一の部署だけで収まり切る課題ではなくて、近年の行政課題の複合化の典型例というものかなというふうに思っております。

平成30年度に内閣府の調査では、40から64歳で1.45%、15から39歳で1.57%の方がひきこもり状態という調査が出ておまして、地域によってばらつきはあるとは思いますが、100人に1.5人ぐらいはひきこもり状態になっているという現状が浮かび上がっております。

こうした現状も踏まえて、厚生労働省のほうでも、令和3年度末までには各区市町村でひきこもりの窓口を設置するように通知がございました。都のほうでも東京都ひきこもりに係る支援協議会を発足して、令和3年8月に今後の支援の充実に向けた方針が示されております。

千代田区としましても、このような社会的状況ですとか国や都の動きを受けまして、令和4年3月1日に保健福祉部福祉総務課で、ひきこもりに関する相談や受付窓口を開設したところでございます。これは、これまで庁内に各相談窓口がいろいろあったんですけれども、個別に対応を行っていたところですが、ひきこもりに関しては受付を福祉総務課に一本化したというものでございます。

では、続いて、千代田区のひきこもりの窓口の概要を2番に記載しております。ひきこもり事案の発生ということで、相談対象は区内在住の15歳以上（義務教育課程修了）、中学生を卒業されているご本人及びそのご家族です。後ほどお知らせしますが、ご連絡があるのは、まずは親やご親族からというのが非常に多いです。

続いて、電話かメールでのお知らせを頂くと、まず入り口が、受付者が福祉総務課と委託事業者、茗荷谷クラブというところで、2つの入り口を設け

ております。相談内容をそこで聞き取って、内容を整理して、3番で対応方針の協議を行います。これは事案にもよりけりですけれども、直接④の相談・支援に移行するケースもありますけれども、支援を委託しているのが青少年健康センター茗荷谷クラブというところです。この業者は文京区、台東区、世田谷区でも実績がございます。

具体的な支援内容としては、専門相談、あとは②で、ひきこもりダイアログ講座というのがあるんですけども、簡単に言うと研修のような内容になっております。続いて、講演会の実施を行っておりまして、先日も1月21日に、ひきこもり対応ということで、著名な斎藤環先生にお越しいただいて、講演会を実施しました。

あとは複合事案への対応としましては、チーム制で、各機関が連携しての対応を図っておりまして、我々福祉総務課では、これらの各機関をつなぎ合わせるハブの役割を併せて担っております。

では、裏面に行ってくださいまして、現在受け付けている相談の状況です。一番左からですけど、ひきこもり当事者の年齢ですが、現在全部で16件受け付けていまして、そのうち当事者の年齢は、15から19歳が4名、20歳代が4人、30歳代が2人、40歳台2人、50歳台2人。親から相談があつて本人にまだ到達できていない場合は、まだご本人の年齢がはっきりとしないケースがまだ2人ございます。見ていただくと、16件中10件が30歳代以下からの相談になっております。

続いて、ひきこもりの当事者の性別ですけども、区の相談事案としましては、男性が9名、女性が4名です。まだ、ちょっと性別の判明まで至っていない方が3名いらっしゃいます。

あとは相談者としては、16人中、本人から直接というのは4名、あとは親ですとかその他親族、おじさん、おばさんとか、兄弟姉妹から来るケースがあります。

あと相談実績は、これまで電話相談18回、来所相談31回、あとは直接ご自宅に伺って訪問する相談——アウトリーチと呼んでいますけども3回、あと研修、講座などで7回実施しております。

若年者からの相談がちょっと多いということで、多くは社会とつながりが持てないことや社会参加への不安、悩みといった相談が多くて、不登校との関連性が比較的強い状況です。その背景として、もともと人と接することが苦手というパーソナリティーだったり、一時的な情緒不安定、あとは発達障害等による場合もありまして、区としても、不安解消に向けた専門のカウンセリングですとか、こういった支援、ダイアログ講座などを今行っているところでございます。

また、相談を受けていく中で、本人だけではなくて、家族や世帯全体を俯瞰して対応に当たるケースも非常に多くて、ご本人から、家族に知られたくないですとか、ご家族が不安をあおってしまつてかえって逆効果になったり、当事者の支援について父母間の認識がかみ合わないなどのケースもあり

まして、ひきこもりの支援は、当事者はもちろんなんですけども、それと同等に家族への支援も非常に重要となっております。

そして、最後、4番、今後の取組についてです。依然として相談に上らずに浮上していない事案が存在しているものと思われます。先ほど100人に1.5人はひきこもり状態にあるということを想定しますと、千代田区、人口約6万7,000人ですから、大体700から800人ぐらいはひきこもり状態の方がいるのではないかという予想にはなります。

今後は相談窓口の存在を広く周知していくこと、また、ひきこもり相談を始めて約1年がたちましたけれども、相談者の方の支援ニーズなども検証して、今後の支援策のさらなる充実を考えていきたいと思えます。具体的には広報強化ということで、区の様々な広報媒体を使っての継続的な情報発信。区だけではなくて、社会福祉協議会、えみふる、モフカなどの関係機関で使っている広報ツールもありますので、そういったところも活用させていただいた支援を高めていきたいと思えます。

また、支援策の充実です。これまでの取組に加えて、ひきこもり本人やご家族への居場所提供、あとは当事者皆さんで話をしたり、レクリエーション活動等をできる場所の提供。あと、ひきこもり当事者の社会参加に向けた支援、具体的には就労体験ですとかボランティア活動などを行う機会の提供を、今後も図ってまいりたいと思っております。

私からは以上です。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

続きまして、青少年対策万世橋地区委員会の活動につきましては、佐藤祐子会長、お願いいたします。

青少年対策万世橋地区委員会会長

青少年対策万世橋地区委員会の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。すみません、着座にて失礼いたします。

資料2-3のとおりで、青少年対策委員会の設置目的は、この千代田区青少年問題協議会において調整した施策に協力するとともに、その関係団体の皆さんと連絡調整を図りながら、地域の実情に応じた施策を実施し、青少年健全育成を図ることを目的としております。

構成員としては、警視庁少年補導員、青少年委員、保護司、民生・児童委員、小・中学校PTA、あと区立小学校・中学校の生活指導主任の先生。万世橋地区は特別に都立一橋高校の生活指導主任の先生にもいらしていただいています。各団体の地域にお住まいの方々に構成しております。

今年度は、新型コロナウイルスの影響で中断していた万世橋地区委員会の活動として、定例会を3年ぶりに再開し、青少年健全育成に関する情報・意見交換を行っております。

そして、青少年対策地区委員会の4地区合同事業として、防犯・防災ホイッスルを作成し、毎年、小学校・中学校・中等教育学校の新1年生に配付しております。また、近年増加しているSNSやネットトラブルに青少年が巻き込まれることを予防するために、2年に一度、小学校5・6年生に配付し

ている啓発冊子「心のキャッチボール」の内容をリニューアルしており、令和5年度に発行を予定しております。

令和5年度に取り組む具体的な内容は、現在、委員会で検討中ですが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、合同パトロール、小学校の一斉清掃活動の見守りをみんなでしたり、あと社明運動の協力、不健全図書の販売状況調査、健全育成団体のサポートなど、地域住民や関係団体と協力しながら、青少年健全育成に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

樋口会長

ありがとうございました。

続きましては、最後、青少年委員会の活動につきまして、佐藤淳司会長、お願いいたします。

青少年委員会会長

はい。青少年委員会会長の佐藤淳司と申します。着座にてご報告させていただきます。

資料にありますとおり、青少年委員会の設置目的は、青少年の健全育成及び青少年委員の振興を図ることを目的としています。職務については書面をご覧ください。

構成について補足させていただきますと、現在、各小・中学校、中等学校からの校長先生及び児童・家庭支援センター所長がそれぞれ推薦した2名、計24名の委員で構成しているとありますが、現在23名の委員で活動しております。

活動内容について、こちら、書面に書いてあるものをご覧いただきながら、補足説明をさせていただきます。

ひがた探検隊（夏・冬）とありますが、夏は、前回会議でも報告させていただいたと思いますが、7月17日にすだて漁の実施をさせていただきました。ただ、コロナ禍ということで、定員数を36名とし、通常、バス2台の運行となっておりますが、バス3台にしての実施をしました。児童31名の参加、学生ボランティア等、我々青少年委員を含め、合計60名で実施しました。

冬の海苔すき体験については、昨日実施をしてまいりました。定員数を、夏の1.5倍ということで、54名の定員の募集をしました。実際110名の応募があり、昨日は参加児童52名、ボランティア、学生ボランティア等で11名、青少年委員12名の75名でバス3台で実施をしました。昨日は天候にも恵まれ、海苔すき体験の実施を、子どもたちは目を輝かせながらやっておりました。世間で言われています海苔の不漁について、木更津市の金田漁協の方とお話しさせていただきましたが、やはり木更津付近でも海苔の減少というのが見られている状況だそうです。原因としては、海に流れる水の浄化が、かえってプランクトンの減少等により海苔の生育を阻んでいるというお話等を、子どもたちは真剣に聞いておりました。また、漁師の方からは、ふだんコンビニ等で食べるおにぎりの海苔を、自分たちの手ですいてみるという体験をさせていただき、また、本来は海の中で育っている海苔の網を陸上に上げてい

ただいて、海苔摘み体験ということもさせていただきました。

以上がひがた探検隊についてです。

②のポニー乗馬会については、10月30日に、お茶の水小学校が今使用しています旧九段中学の校庭で実施をしました。こちらは時間制、人数制限等で実施をし、午前2回、午後2回の計281名の未就園児も含む幼児、児童、付添いの保護者が303名、合計が500名弱、469名の参加がありました。こちらにも抽選制ということで、応募数は600を超えているということで、希望した子どもたちが参加できない状況にあることは、とても残念に思うところです。

(2)の研修会についてです。①の「子どもとの良好なコミュニケーションの取り方・接し方」については、6月25日に実施し、講師を招いての話を聞きました。また、②の「点字を通して視覚障がいを学ぶ」については、11月19日に先生をお招きし、障害者との関わる、視覚障害について学び、実際に点字を打つ等の経験をさせていただきました。

その他についてです。毎月の定例会においては、3部門に分かれた委員会での活動報告や情報交換の実施、また、二十歳のつどいについては運営委員のサポート等を、本年度は運営委員7名と、できる限り近い世代を持つ4名の青少年委員で運営に携わり、意見の尊重と的確なアドバイスをしております。

令和5年度の実行については、自然体験活動においては、回数を本年度の2回から3回で実施する予定をし、募集人員、募集方法等も、本年度での改善等を見直し計画しております。

今後も青少年を取り巻く様々な環境や状況の変化に対応しながら、これまでの反省を活かしつつ、引き続き、多くの子どもたちが様々な体験をできるような社会教育活動に取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございました。

樋口会長

はい。佐藤会長、ありがとうございました。

以上で5件の報告を皆様から頂きました。まずは報告について、何かご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

(なし)

樋口会長

はい。そうしましたら、次第の6に入りますけれども、その前に、参考資料として、ご紹介していませんでしたが、2-5という資料がございます。各団体における青少年健全育成の取組みでありますので、ご参考までにご確認いただければと思います。

それでは、次第6、意見交換に移らせていただきます。その他含めて、ご意見、情報提供など、ございますでしょうか。

(なし)

樋口会長

はい、分かりました。ありがとうございました。

特にご意見がないようでしたので、私のほうからお伺いしたいと思います。今年度、3年ぶりに、コロナの影響で中止でありました社会を明るくす

保護司会会長

る運動、この街頭パレードが実施されました。私も参加させていただきましたが、3年ぶりの開催ということもあり、保護司会の皆様を中心に、大変なご尽力、ご労苦があったことかと存じます。この件につきましては、ぜひ保護司会会長の堀田様から、ご意見、ご所感などを頂ければと思います。

はい。ただいまご紹介にあずかりました千代田区保護司会会長の堀田でございます。ご指名でございますので、パレードについて若干お話をしたいと思っております。着座にて失礼いたします。

その前に、千代田区における少年の保護観察の状況ですが、千代田区は非常に少なく、大体1件か2件あるかないかというのが少年に関する保護観察の現状でございます。

パレードについてですが、3年ぶりに今年度実施をいたしました。本来ですと7月に行う、強調月間、社明の強調月間の7月に行う予定ですが、2020年のオリンピックの際に、とても7月は警察のほうも忙しくてできないということで、10月に予定をいたしました。ところが、オリンピックが中止になりましたので、そのままやるかなということでしたが、コロナでこれも中止ということで、3年間できないでございました。

今年度は実施できるということで、実施いたしました。ただし、以前のように7月というのは、この現在の気候変動といえますか、非常に猛暑で、以前は猛暑のために中止になったというようなこともございましたので、せっかく10月ということで準備をいたしましたので、各警察ともご相談いただいて、10月にできるよというふうにおっしゃっていただいたので、今年度から10月に実施をいたしました。学校のほうも、以前ですと夏休み前ということで、子どもたちに注意していただくということで強調月間を行っていたんですけども、お子さんたちもちょっとこの暑い中で大変ということで、10月にやってみました。警察の方からもご協力を頂いて、また小学校のほうも授業時間ですとか曜日なんかを調整していただいて、実施することができました。大変ありがとうございました。

麹町大通りに関しては、子どもさんたちの参加は、サンシャインキッズ、ROSYトワラーズ、それから大妻高校のバトントワリング、それから交通少年団、その他で、そうですね、子どもさん関係で約200名ほどの参加を頂いております。また、靖国通りパレードではお茶の水小学校のマーチングバンドの方が、6年生ですね、これもコロナ禍でなかなか練習ができないという中で、一生懸命練習をして、間に合わせていただきました。また、明治大学のチアリーディング部の方々にも参加を頂きました。

いずれにしても、小学校、それから警察、中学校、それから会場をお貸しいただいた神田一橋中学校の皆さんに大変ご協力いただきました。ありがとうございます。

今後のことなのですが、一応、建前としては7月なんですけども、昨今のこの気象状況を見て、ちょっと7月は無理かなということで、来年度も一応10月にしたいなというふうに思っております。参加していただいた皆さま

んも、そのほうが楽かなというふうに思っております。いかがでしょうか。これは各方面と協議調整もございますので、まだ決定ではございませんけれども、皆さん大体うなずいていただいているようなので、10月のほうで行いたいなというふうに思っております。今後ともご協力をよろしく願いいたします。

以上です。

樋口会長

ありがとうございます。堀田会長、ありがとうございます。本当にどこも今は、3年ぶりですねというのが大体多いですけども、やっぱり再開するときは本当にいろいろと、担当が変わったり、様々なことが、各団体、各町会、地域、行政でもあったかと思えます。そうした中でも大変立派に開催していただいたなというのが率直な感想でありました。

今、7月から10月というお話がありましたけれども、私も、それぞれ社明のパレードに伺いましたし、7月には飯田橋駅でティッシュ配りをしました。陽射しが強く汗だくになりながらでしたので、多分そうしたことも含めて、配っている人の健康面にも配慮した対応を取らせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、私のほうから、もう1件伺いさせていただきたいと思えます。近頃、SNSやネットトラブルに起因した事件に青少年が巻き込まれるといったことは、先ほどの報告で、またご質問でも頂いたとおりであります。小学生の全学年平均でもスマホの所有率は4割を超えたという統計結果が出ておりますし、また学年が上がるにつれてスマホを所有している小学生も当然増えてくると。また、インターネットやSNSに接する機会も増えてきています。現在、小学校では、先ほどのご質問でも萩原会長からも頂きましたけれども、このSNSやネットの利用については、何かご指導がされているかといったことは、本日まで出席いただいております区立小学校長会会長として、昌平小学校、浅岡校長先生からお話しいただければと思えます。よろしく願いします。

区立小学校長会会長

区立小学校長会会長、昌平小学校校長の浅岡でございます。座って失礼いたします。

先ほどの青少年健全育成基本方針の中の議論にもありましたけれども、まず、今、学校の状況なんですけども、委員の方はご案内のとおり、文科省のGIGAスクール構想に基づいて、今、日本全国、児童生徒1人1台タブレットということで配付がされております。千代田区におきましても、いち早く各小中学校、中等教育学校にタブレットが配付をされまして、子どもたちの利活用についてはかなり円滑に進んでいるところであります。

小学校の事例で申し上げますと、まずこのタブレットを使うに当たってのタブレットルールというものを、いわゆる情報モラル教育の中で行っています。それは例えば、通信機器でございますので、その取扱いに関すること。それから学習の中で生かす、活用すること。また他人のタブレットは使用しない。こういった基本的なルールを子どもたちに適宜指導して使っていま

す。

実際の児童生徒が使っているタブレットにつきましては、様々なコンテンツ、ツールが入っていますので、例えば自分の学習をまとめたり整理したりするようなコンテンツ、学習したことをより習熟していくようなツール、資料を作る、プレゼンテーションをする、あるいはネットにつなげて調べる、写真、動画を撮る、こういったもので使っているところが小中学校の現状だと思います。当然、小中学校は発達段階が違いますので、1年生と中学校3年生は全く使用の中身は違ってくるのですがけれども、学校が配付しているタブレットと、もう一つ、やはり子どもたちが手にしている、家庭で手にしているスマホであったり、小学校の場合はゲーム機器、これをいわゆるネットにつなげるといったところの問題が非常に大きいのかというふうに思っています。

学校が配付しているタブレットそのものには様々な規制がかかっていますので、それは自宅へ戻って充電をしてきてもらうわけですがけれども、やはり家庭の中で与えられているそういった通信機器の問題というものが散見されます。小学校の事例ですと、例えばゲームを使って仮想空間の中で対戦をする。その対戦の中でやり取りをしてけんかになったり、お互い罵り合ったりするようなトラブルといったケースがあります。これは中学校、高等学校に行くと、もっと見えなくなってくると思いますし、あるいは課金をして親が知らない間にたくさんのお金を使っていたなんていうケースもありますし、あるいは自分の動画、写真を、分からないうちに上げてしまうとか、そういったものは小学校、中学校の校長会の中でも情報交換されているところでもあります。

学校の中では、いわゆる情報モラル教育ということで子どもたちに指導しているのですが、これは大きく2つに分けて考えています。1つは日常モラルの指導です。これは、いわゆるこういった機器を使う上での節度であったり礼儀とか、それから判断、そういったものが日常モラルで、もう1つは情報技術の特性の理解、いわゆる通信機器の仕組みを理解するということです。

現状、今、子どもたちのほうが、私たち大人よりもこういった通信端末についての知識とか理解度が高く、教員もやはりどうしてもそこに追いついていけないとあって、二の足を踏んでしまいがちなのですが、情報モラル教育のほとんどは日常モラルになりますので、いわゆる道徳的な部分、ここが非常に大事ななというふうに思っています。

したがって、何がいいのか、いけないのかとか、何をどう判断すればいいのかということ、道徳の授業であったり、特別活動であったり、ほかの授業であったり、子どもたちがきちっと判断できるような力をつけていくことが、まず肝要ではないかなというふうに思っています。

ただ、そういった通信機器の仕組みについては、なかなか私たちも十分分かりませんので、各学校では通信機器事業者を学校に招きまして、先ほどの

施策体系にもありましたが、セーフティ教室、これを年1回実施していますが、そこにそういった通信機器の業者を呼んで、実際にどういった危険があるのかということ具体的に学んでいます。

ただそういったリスク、それから問題点だけを子どもたちに強調するのではなくて、やはり先ほど申し上げたような日常モラルという部分についても、学習なり指導を、やはり小学校6年間、中学校3年間の中でしっかりと子どもたちが身につけていく。つまり、子どもたちの心の中に選択できるいろいろな引き出しをつくってあげて、こういった場合はこうしたほうがいいのかという指導を継続していくことが大事なのかというふうに思っています。

いずれにしても、家庭の中で使っている情報機器のトラブルというのは、各学校には十分伝わりにくいところがありますので、家庭と学校と地域とのつながりというものが非常に大事になってくるように思いますので、そういった連携を引き続き学校としても図っていきたいというふうに思っております。

長くなりました。以上でございます。

樋口会長

浅岡先生、ありがとうございました。

さて、ここまでが、今、校長先生からと、あと保護司会会長からも伺ったところでもありますけれども——あ、ごめんなさい。稲葉課長、どうぞ。

生活安全課長（稲葉）

1点、今の関係でちょっとよろしいですか。恐れ入ります。万世橋署の生活安全課長、稲葉と申します。

ちょっと今のお話のところで、万が一、誹謗中傷の書き込みであるとかをされた場合のアフターケアの関係の話を、ちょっとお話しさせていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

インターネット上に、違法とか有害な情報が掲載された場合の対応につきましては、総務省や警察庁とかが入りまして、インターネットの事業者さんのほうで、インターネット上の違法、有害な情報に対する対応のガイドラインというものが定められておりまして、明白に、例えば先ほどの動画等であれば、子どもの児童ポルノに該当するようなものであるとか、そういったものについては削除を、例えば相談を頂いた警察のほうからでもお願いしていただき、プロバイダーさんのほうで、違法だということが分かった情報については、自主的な対応で削除するという流れができております。

反面、表現の自由の問題がありまして、例えば詐欺に関する情報であるとか名誉毀損に関する情報であるとかということについては、この類型的な削除のフローのほうに入っておりません。そういったところについては、権利を侵害された方が申立てにより削除のお願いをするという話になっておりまして、国のほうで定めた整理としましては、インターネット上の違法、有害な情報の通報先として、インターネット・ホットラインセンターというものを置いているんですけども、併せてセーファーインターネット協会というところで、こういったところの誹謗中傷の関係の通報先のほうを設けてい

たりとかという形の対応のほうが整理されておりまして、なかなかお子さん自身がそういった削除の依頼等をかけていくのは難しかろうと思いますので、親御様のほうに、そういった削除の関係、万が一のときに、対応の流れのほうを、セーフティ教室とかと併せて保護者側のほうへの注意喚起を頂けると、非常にありがたいなど。

そういった事案の際の流れについての資料としましては、総務省さんのほうで、そういった概要、流れ図の、相談先等についてのチャート図を作っていらっしゃるんですけど、ちょっとお子さんが読むには難しいんですけども、お子さんのほうがそういったトラブルに遭ったという話を聞いた際に、親御さんが対応する上では、スマートフォンからリンクでも飛べるようになっておりまして、非常に分かりやすいという話になっております。

ツイッターだとかフェイスブックだとか、そういった国内の事業者さんでないものをツールとして使っているというものも結構あると思うんですけども、そういったものについても、直接そういったセーフターさんが窓口というわけではないのですが、それらのサービス提供事業者自体のほうで、こういった内容の返信を受けましたという形の通報を受け付ける通報フォームがありますので、そちらの形のほうに乗せていただければ、対応が分かりやすく進んでいくのかというふうに思います。私どものほうに相談を頂いた際には、そういった形で協議させていただいておりますので、ご参考としていただければと存じます。

樋口会長 はい。ありがとうございます。詳しいご説明をありがとうございました。

それでは、これまでを含めて最後になりますが、その他ご意見、ご質問、また情報提供などがありますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

樋口会長 はい。それでは、こちらをもって協議会を閉会させていただきたいと思えます。委員の皆様、貴重なご意見、ご質問を賜りまして、ありがとうございました。あとは事務局に戻します。

子ども総務課長 皆様、本日はご多忙の中、誠にありがとうございました。以上をもちまして青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。

また、今回、議案としてご議決いただきました内容について、また7月の定例会の中、協議会の中でお知らせさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。